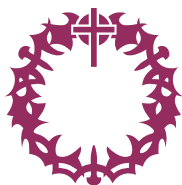


永遠への バトン。

2019年度
募金
趣意書



学校法人 **桜美林学園**

永遠へのバトン。

桜美林学園は、2021年に創立100年を迎えます。

これは大きな節目であり、

100年間継承されてきた教育精神であるということはとても誇らしいことです。

しかし、これはあくまで通過点であり、

重要ではあれども、ステップの一つなのだと思います。

一人の人間の一生は何十年という時間ですが、

継承されていく志には終わりはありません。

たとえ1000年先であっても変わらずに思いを伝えていくことができます。

ずっと先の世代にも、桜美林学園の教育精神を継承し続けていくこと。

それが、人をつくり、未来をつくる、という教育機関としての

私たちの責任であると考えています。

その責任を全うするために、卒業生や父兄の皆様にも、

どうかできる範囲でのご支援をお願いしたいのです。

桜美林学園を愛する皆で力を合わせ、

永遠へとつながっていくバトンを次世代へとつないでいく。

それが、桜美林学園の持続的な発展を可能にする

唯一の方法だと信じています。

募金のあらまし

皆さまからお寄せいただいた寄付金は、主に次の事業に使用します。
本募金制度では、寄付金の使い道を選択頂くこともできます。

1、教育環境の整備・充実のために

- * 2019年 新宿キャンパス開校
- * 2020年 本町田キャンパス(仮称)開校
- * 2020年 四谷大学院キャンパス開校

2、奨学金基金として

- *1000人の生徒・学生への奨学金基金を設立

3、スポーツ振興資金

- *中学・高校のスポーツ全般及び大学特別強化クラブへの支援
(大学特別強化クラブへのご寄附詳細については別紙をご参照ください)

募集要項

目標金額	1億円(※教育環境の整備・充実、奨学金基金及びスポーツ振興資金(高校・中学)とあわせた目標金額)
受付期間	2019年4月1日～2020年3月31日
募集金額	一口1万円 ※できましたら、複数口の寄付をお願いいたします。任意の金額もありたくお受けいたします。本募金は、本学園を支える制度です。できる限り長く継続的にご支援いただけますと幸いです。
申込み方法及び振込方法	<p>①専用振込用紙での送金 同封の振込用紙をご利用になり、最寄りの金融機関からお振り込みください。指定の銀行本・支店間または郵便局をご利用の場合、手数料は不要です。現金書留によるご送金や窓口でもお受けいたします。</p> <p>②インターネット利用による送金 本学園ホームページ上にある専用ページからWebを利用したクレジットカード等による決済も可能です。詳細は学園ホームページをご参照願います。 URL:https://www.obirin.jp/または、「桜美林学園募金活動」で検索</p>
寄付金控除のご案内	2千円を超える金額をご寄付いただきますと、特定公益増進法人に対する寄付金として、所得税法に基づき寄付金控除の対象とすることができます。また、他の特定公益増進法人に対する寄付を行った場合、合算した金額を寄付金控除の対象とすることができます。寄付金控除の詳細については「税制上の優遇措置」をご参照ください。
個人情報の保護	ご寄付いただいた方の氏名・住所等の個人情報は「桜美林学園プライバシーポリシー」により、適切な保護に努めます。
お問い合わせ先	〒194-0294 東京都町田市常盤町3758 学校法人 桜美林学園 校友課 TEL:042-797-9917 FAX:042-797-3897 E-mail:bokin@obirin.ac.jp

税制上の優遇措置

この寄付金は寄付金控除(還付・減免)の措置が受けられることになっております。

平成23年度税制改正により、それまでの所得控除制度に加え、新たに税額控除制度が導入されました。本学園は文部科学省より「税額控除」の対象法人である証明を受けております。この制度は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して多くの方において減税効果が大きくなります。

確定申告時に所得控除制度と税額控除制度のうちどちらか一方を選択することができます。寄付金控除により還付・減免される所得税や正確な税率は、税務署にお問い合わせください。

① 税額控除制度 (税額控除に係る証明書使用)

寄付金が2千円を超える場合、2千円を超えた額について以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額 (所得税額の25\%が限度)}$$

※ 税額控除の対象となる寄付金額は該当年分の総所得金額等の合計額の40%が限度

② 所得控除制度 (特定公益増進法人であることの証明書使用)

寄付金が2千円を超える場合、2千円を超えた額についてその年の課税所得から控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

※ 所得控除の対象となる寄付金額は該当年分の総所得金額等の合計額の40%が限度

寄付金控除の手続

寄付をしていただきました翌年の確定申告で税額控除と所得控除のどちらかを選択し、本学園発行の「領収書」と「税額控除に係る証明書(写)」あるいは「特定公益増進法人証明書(写)」を添えて手続きをしてください。ただし、金額等を訂正されたものは無効です。年末のご入金については、領収書の発行日付の取扱いにより、翌年の確定申告ができない場合がありますのでご留意ください。なお、年末における領収書発効日の取扱いにつきましては、各金融機関により異なりますので、各金融機関にお問い合わせください。クレジットカードによる決済(インターネット上での決済)、コンビニ決済およびPay-easy決済(インターネットバンキングによる口座引き落とし)をご利用いただく場合は、本学園への着金日が受領日となります。着金までの手続きに2ヶ月程度要することもありますので、特にご留意ください。

寄付控除額の優遇措置 (所得控除額は目安ですのでご了承ください。)

○ 税額控除の場合

寄付金額	課税所得金額			
	300万	500万	1,000万	1,500万
1万円	3,200	3,200	3,200	3,200
3万円	11,200	11,200	11,200	11,200
5万円	19,200	19,200	19,200	19,200
10万円	39,200	39,200	39,200	39,200
20万円	51,600	79,200	79,200	79,200
30万円	51,600	119,200	119,200	119,200
50万円	51,600	146,100	199,200	199,200

○ 所得控除の場合

寄付金額	課税所得金額			
	300万	500万	1,000万	1,500万
1万円	800	1,600	2,700	2,700
3万円	2,900	5,700	9,400	9,400
5万円	4,900	9,800	16,200	16,200
10万円	10,000	20,000	33,000	33,000
20万円	20,200	40,400	66,700	66,700
30万円	30,400	60,900	100,400	100,400
50万円	50,800	101,700	167,800	167,800

※ 課税所得金額とは、総所得金額等の合計額から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

※ 寄付金控除額は確定申告により還付される金額のことをいいます。

※ 所得税の税率は、2019(平成31)年1月1日現在の法令によります。

法人の減免税措置 (受配者指定寄付金制度)

法人からの寄付金につきましては、法人税法に基づいて、当該事業年度の損金に算入することができます。

受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)を通じて寄付者が本学園を受配者に指定し、ご寄付いただく制度です。私学事業団への諸手続きは本学園で行います。つきましては、所定の寄付金申込書のほか、私学事業団宛の寄付金申込書が必要となりますので、予め本学園募金担当までご連絡ください。なお、損金算入には、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となりますが、寄付金の受領日は私学事業団の受領日(入金日)となりますので、当該事業年度に損金算入を予定されている場合はご注意ください。諸手続きの関係上、寄付金申込書受理後、「寄付金受領書」のお届けまでに1か月半程度の日数を要します。